

# 福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2015年12月21日 No.20 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263  
E-mail [nql30048@nifty.com](mailto:nql30048@nifty.com) ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

## 内 容

第9回口頭弁論および支える会総会(12月18日)の概要	1
12月15日第2次仮処分第4回審尋の概要(3月にも決定)	4
「15もんじゅを廃炉へ!全国集会」と 「高浜原発3・4号機の再稼働を本気で止める!全国集会に参加して」	5
10月18日現地視察報告	7
「支える会」2015年総会	9
原発裁判の現状について、今後の裁判日程	10

## 12月18日 本訴第9回口頭弁論 原告 裁判進行に関する意見書を提出、被告に必要な反論を促すよう要請 準備書面14で地震に関する主張を補足、15でテロに無防備と指摘 関電 準備書面(11)、(12)で基準適合性等について主張

12月18日、本訴第9回口頭弁論が大津地裁で行われました。原告側は、提訴以来2年が経過しようとしている中で、原告、被告双方のこれまでの主張を整理した主張一覧表を作成し、今後の裁判の進行について、被告に必要な反論を促すよう求めた意見書を提出しました。また、準備書面14でこれまでの地震の問題で主張してきた事項をさらに補足主張するとともに、準備書面15でテロの脅威が高まる世界情勢のもとで原発がいかに無防備であるか指摘しました。

関電側は準備書面(11)、(12)を提出。(11)では、新規制基準が旧基準と比べてどのように改正されたかを対比しながら、原告が指摘してきた地震対策や津波対策などについて、新規制基準へ適合していること、さらに、基準の要求水準以上の対策を実施していることを主張。(12)では、大飯原発の地盤の危険性に関する原告の主張に対して反論しました。

以下、法廷でのやりとり、主張内容の概要についてお知らせします。

### 【法廷でのやりとり】

～原告代理人田島弁護士が裁判進行に関する意見書の内容を説明(後段に概要を掲載)～

関電 必要な反論はするが、この意見書には異論がある。つまり、我々は、新規制基準を評価する立場はない。

**原告側** 基準を評価しろといっているのではない。これで安全といえるのかということだ。

**関電** 地震、津波に対する安全性をひととおり説明して個別に反論していく予定だ。原告側が作成した(対照表で被告が反論

していない項目として整理した) 黄色や  
(反論が不十分として整理した) グレー  
の部分を埋めるということではない。

**原告側** 争点をかみ合わせることが重要。他  
(東京地裁) では、裁判所が論点整理票の  
作成を求めている。

**裁判長** 黄色について反論してほしい。

**関電** 検討する。

～続いて、原告代理人井戸弁護士、加納弁護士が準備書面 14、15についてそれぞれ説明～  
(後段に概要を掲載)

**裁判長** 次回は 3 月 4 日 14:30 から、次々  
回は 6 月 10 日 (金) 14:30 からとする。

**原告側** 進行協議はいつになるか。

**裁判長** 次回以降。

## 訴訟の進行についての意見書(概要)

12 月 9 日 原告代理人弁護士名で提出

- ① 提訴以来 2 年が経過しようとしているが、被告は原告が指摘している安全上の問題点について正面から議論する姿勢が見られず、原告の主張に対して被告の主張がかみ合っていない。
- ② そこで、原告側でこれまで双方が主張してきた内容を整理した主張一覧表を作成した。この表では、原告の主張に対して被告の主張があるべき箇所を黄色に、被告の主張がなされているがかみ合っていないものをグレーに色分けしている。(具体的に例示すると、以下のとおりであるが、一覧表では半分以上が黄色となっている。)
- ③ 新規制基準で、1)立地審査指針が適用されないことについての具体的反論がない。2)安全評価指針の組み入れがないことについての主張がない。3)シビアアクシデント対策が不十分であるとの指摘に反論がない。4) (旧施設に基準を適用する) バックフィット規定が骨抜きにされていることについて主張がない。5)その他多数
- ④ 各原発に共通する危険性として原告が指摘した 1)地震、2)津波、3)土砂災害・深層崩壊、4)テロ、5)使用済み燃料ピットの危険性、6)老朽化、7)汚染水問題のうち、
  - 1) 地震については、基準地震動の策定を平均像で良しとするなど、様々な面で過小評価している点について明確な反論がない。2)津波、土砂災害・深層崩壊、老朽化、汚染水問題についても具体的な主張、反論をすべきである。
- ⑤ アイスコンデンサー方式を採用している大飯 1、2 号機の個別特有の危険性など個別の原発について指摘した問題についての反論がない。
- ⑥ 裁判所においては、本意見書の趣旨を汲み取り、被告が速やかに原告が指摘する箇所について主張を尽くすように訴訟指揮をするとともに、被告が迅速になすべき主張反論をしないのであれば、速やかに終結の上、判決を言い渡すよう求める。



## 地震に関する主張を補足した準備書面14の概要

### ① 震源を特定して策定する地震動予測の問題

1)地震の予測式による計算結果と観測結果を比較すると、標準偏差でも 2 倍から 0.5 倍、極端な観測記録では 5 倍を超えるなど実際の地震の観測結果は大きくばらついている。したがって、問題となるのは、計算式の妥当性と被告の手法が観測値のばらつきを吸収するに十分な手法であるかどうかである。

2)計算式は、入倉式が採用されているが、武村式にくらべて地震モーメントが 1/4 になるものであり、少なくとも武村式を採用すべきである。

3)「基準地震動ガイド」では、「バラツキに対する考慮」と「不確かさに対する考慮」は別の概念として提示されているが、被告の手法はこの両方が不十分である。

### ② 震源を特定せず策定する地震動の問題

被告は、2004 年北海道留萌支庁南部地震の  $M_w=5.7$  を採用しているが、日本全国どこでも起こりうる地震としては  $M_w=6.5$  を採用すべきである。 $M_w$  が 0.8 大きくなれば、単純計算で短周期の地震動は 2.5 倍となり、被告の定めた 620 ガルが 1550 ガルとなる。

### ③ 年超過確率をもちだしていることの問題

被告は基準地震動を超える地震が発生する年超過確率が短周期で  $10^{-4} \sim 10^{-5}$  と十分小さいとしているが、これだけの計算をするに足るデータの蓄積がないことに加え、福島事故の教訓に学ばず安易な確率論を適用している。

### ④ 被告の主張する安全余裕について

基準地震動が適正に策定されていることが前提となるが、前記のとおり根本的な問題があり、被告の安全余裕論は意味を持たない。許容値と限界値の余裕は老朽化、劣化等を考慮したものであり堂々と主張できるものではない。計算過程の余裕も、定量的に示すことはできない。評価値と許容値の間の余裕も「必要不可欠な安全代」というべきである。

### ⑤ 専門家の意見

1)長沢大阪府立大学名誉教授「高浜 3、4 号機の地震動を保守的に設定しなおせば、クリフェッジ 973 ガルを超えることは避けられない。」

2)纏纏一起東京大学教授「地震予測式は倍半分の誤差は不可避である。」

## テロの脅威について主張した準備書面15の要旨

①原発は「自国だけに向けられた核兵器」である。

②原発に対して、ミサイル攻撃の可能性がある。航空機テロなら更にやっかいである。

③若狭湾の原発は武装集団により、海からも、陸からも攻撃される可能性がある。

④サイバーテロによる危険性も大きい。

⑤以上に対し、被告は、有効となる具体的対策を何らしていない。航空機等の衝突に対する耐性が十分では無い。使用済み核燃料プールは特に脆弱なことは明らかである。

⑥核兵器による攻撃の可能性は低いが、全く無防備であることは確か。国会での議論でもミサイル攻撃などについては想定していないとして全く無防備であることを政府自らが認めている。しかし、地震津波による二重の広範囲に及ぶ被害が「(放射能の無い)核兵器」と化する。「(放射能の無い)核兵器」による「自国だけに向けられた核兵器」、即ち、若狭湾に集中する複数の原発立地、及び各地の複数の原子炉への被害は、核兵器による攻撃に等しい。

# 12/15 第2次仮処分第4回審尋

## これ以上の審尋期日は設定せず年度内に決定が

12月15日、高浜原発3, 4号機の再稼働禁止を求める第二次仮処分の第4回審尋が大津地裁で行われました。申立人側は、地震の問題について、従来の主張を補足した準備書面(10)と早期決定をだすように求めた上申書を提出。上申書は、昨年1月30日の申し立てから1年近くが経過しようとしていること、福井地裁で行われている異議審の結果次第では、高浜原発が再稼働する恐れもあることから、早期の決定をだすよう求めたものです(12月9日提出)。

関西電力側は主張書面(8)を提出し、地震に対する安全性を主張しました。

法廷では、申立人側は井戸謙一弁護団長が準備書面(10)のポイントを説明した後、関電側が、次のように主張しました。「今回の主張書面は前回の裁判所の質問（基準の何倍の安全性があるのか）に対して答えたものであり、申立人側の準備書面(8)、(9)、(10)のうち重要な争点である地震、津波について反論の機会がほしい。」

これに対して申立人側は、これ以上の審尋は仮処分になじまないと反論し、今回の終結を求めました。山本裁判長は、これ以上の審尋期日の設定はしないとし、主張したいことがあれば書面でだすように求めました。関電側は、提出までに2か月はほしいと引き延ばしに躍起になりましたが、裁判長は1月末というめどを示しました。

決定の時期は追って通知すると、その時期は明示されませんでしたが、他の仮処分の状況等から判断すると年度内の3月にも決定がだされる見通しとなりました。



## 審尋終了後の記者会見

## 早期終結を求めた上申書要旨

- ① 申立から 1 年が経過しようとしている。
  - ② 福井地裁は高浜 3、4 号機について 4 ヶ月後に決定を告知し、大飯 3、4 号機についても、平成 27 年 11 月 13 日で審尋手続きが終了した。鹿児島地裁も川内原発について約 11 ヶ月後に決定を告知している。
  - ③ 本件は異例に長期化しようとしているが、その原因は、実質的な議論を避けている関西電力側にある。
  - ④ 福井地裁における異議審の決定が来年 1 月にも予測※され、決定が覆れば関西電力は高浜 3、4 号機の再稼働を急ぐことが予想される。
  - ⑤ 以上より、適時に本件仮処分決定をだすことが重要

○が重要。

## 閨電側の主張

基準地震動は十分大きな値を設定しており、これを超過することはまず考えられない。また、計算結果と許容値との間の余裕に加えて、設備が機能喪失する限界値と許容値との間の余裕や計算過程での余裕があり、基準地震動を超えて機能喪失に至ることはない。

※申立人側の主張は、第9回口頭弁論準備書面14参照(p.3)上記関電主張に対する反論は準備書面14で行われています。

## ‘15 もんじゅを廃炉へ！全国集会と高浜原発3・4号機の再稼働を本気で止める！全国集会に参加して

日本科学者会議滋賀支部代表幹事・  
元大阪市立大学大学院教授 畠 明郎  
連絡先 : hata.akio@gai.a.eonet.ne.jp

### はじめに

日本科学者会議全国事務局から参加要請があり、滋賀支部代表幹事として表記の二つの全国集会に参加したので、簡単に報告する。もんじゅ廃炉全国集会は、1995年12月8日のナトリウム漏れ火災事故を記念して、毎年この時期に開催されてきたが、今年は高浜原発3・4号機の仮処分決定が出されようとしている時期なので、高浜原発再稼働差止全国集会とのジョイント集会となった。

### 1. ‘15 もんじゅを廃炉へ！全国集会

2015年12月5日12時から14時まで、福井市文化会館大ホールで開催された。主催者として小浜市の明通寺住職・中島哲演氏があいさつされた。その後、吉永小百合のナレーション、坂本龍一の作曲、京大原子炉助教・小林圭二氏の解説付きの『もんじゅDVD』が約30分間上映された。小林氏はもんじゅの問題点として、「①軽水炉原発よりも核暴走しやすく、原爆に近いもの、②猛毒で半減期が24,000年のプルトニウムを原料とする、③一次冷却材に水や空気に触れると激しく反応するナトリウムを使う、④500度もの高温になる配管の破壊を防ぐために薄い配管を曲げているので、地震に弱い」ことを指摘した。

そして、「核燃料サイクルの是非を問う」と題する鈴木達治郎氏と伴英幸氏の対談があった。原子力ムラ出身の鈴木達治郎氏は、民主党政権時に原子力委員会委員・委員長代理を務め、現在、長崎大学核兵器廃絶センター長であるが、高速増殖炉もんじゅや核燃料サイクルに疑問を呈している。

伴英幸氏は、原子力資料情報室共同代表であり、脱原発運動の中心的役割を果たされている。対談では、もんじゅや核燃料サイクルの問題点が指摘され、二人の意見は一致していた。

対談後、トピックとして福井脱原発県民会議（事務局：自治労）が、年内(12月25日)に河合弁護士らが東京地裁にもんじゅ設置許可取消訴訟を提訴することが紹介された。

最後に、集会決議を採択し、シュプレヒコールで閉会した。参加者は750人と発表され、私の現場確認では、滋賀県からは科学者会議が3人、脱原発びわこ集会実行委員が2人の計5人だけだった。

### 写真1 ‘15 もんじゅを廃炉へ！全国集会



出所：2015年12月5日、畠撮影。

### 2. 高浜原発3・4号機の再稼働を本気で止める！全国集会とパレード

もんじゅ集会終了後の14時から福井市文化会館前の福井市西公園で全国集会が開催された。プレ・イベントとして勝山市の河村さんによる朗読と、福井センター合唱団のうたごえが行われた。

司会は、福島出身で講談師の神田香織さんで、主催者あいさつは、もんじゅ集会と同じ中島哲演さんだった。まず、中央団体としては、「さようなら原発 1000万人署名アクション」の神田香織さんが、「原発をなくす全国連絡会議」の齋藤さんが、「再稼働差止全国ネットワーク」の柳田さんが、あいさつし、

「首都圏反原発連合」はメッセージを寄せた。

次に、福島県原発告訴団原告団長の武藤さんが、福島の現状を訴えた。高浜原発訴訟弁護団の鹿島弁護士が、「高浜仮処分を勝ち抜く」と題して、福井地裁の仮処分審尋の状況を報告した。とくに、11月13日に審尋が終結し、来年1~3月には決定が出ること、3人の裁判官は全員最高裁から派遣され、予断を許さないことを紹介した。

(注:12月24日に決定が出る!)

リレートークは、青森・大間原発反対現地集会実行委員会の中島さん、高浜一関西電力本社リレーデモ実行委員会の木原さん、

原子力防災計画を考える越前市民の会の大久保さん、ふるさとを守る高浜おおいの会の東山さんが話された。

最後に、集会アピールを採択し、山本富士夫・福井大学名誉教授が閉会あいさつをした。その後、シュプレヒコールとパレードの説明があつた。参加者は1,200人と発表され、のぼり旗などを見ると、自治労、自治労連、日教組、新日本婦人の会、共産党などがあり、革新共同の集会であったが、団体参加者が多く、一般市民の参加が少ないように見受けられた。

パレードでまず驚いたのは、警備する警察官が約300人もいたことである。この理由は、右翼団体が「再稼働推進」を呼び、集会やパレードの妨害をしたためである。集会前やパレード中に大音響の街宣車でがなりたてていたが、警察が一ヵ所に封じ込めていた。



写真2 高浜原発3・4号機の再稼働を本気で止める!全国集会



出所: 2015年12月5日、畠撮影。

写真3 高浜原発3・4号機の再稼働を本気で止める!全国集会のパレード



出所: 2015年12月5日、畠撮影。

## おわりに

メディアの取材は、福井放送が長時間していたが、ニュース報道されたのは、共同通信配信による全国地方紙、毎日新聞地方版、赤旗などだった。NHKも取材していたようで、もんじゅのナトリウム漏れ事故のあった12月8日にクローズアップ現代が「もんじゅ・迷走の20年、夢の原子炉どこへ」を取り上げ、もんじゅ廃炉全国集会の対談と鈴木達治郎氏のコメントを紹介した。



# 高浜、大飯原発の現地を視察

10月18日、高浜原発と大飯原発の現地を視察しました。自家用車乗り合わせで参加者は総勢57名。福井の現地から渡辺高浜町議に現地の案内をしていただきました。昼食後、うみんぴあ大飯の会議室で志岐京都大学名誉教授の原発敷地の地質学的なお話を聞き、福井の訴訟団（松田さん、今大地さんら）と交流を行い、海から大飯原発を視察しました。以下、参加された方々の感想を紹介します。

## 【参加者の感想】

音海半島のネック部、内浜にある高浜原発。大島半島の突端、鋸崎の裏側にある大飯原発。いずれも風光明媚な、自然が残る貴重な景観地に今は安全といえない施設が堂々と存在することにまず、ショックを受けた。

おまけに、近くには古くからおなじみの水泳場があり、釣り人が糸を垂れている、のどかな風景を目にして、なお一層、廃炉への運動に邁進すべきだと確信した。

どうしても元の自然環境に戻してほしい。近畿の水瓶である琵琶湖に影響をおよぼすことが絶対ないように祈りたい。

ともかく、裁判で「再稼働から廃炉へ」を勝ち取ること。一人でも多く支える人を増やすこと。それまで、もしもの時は・・・と、考えると空恐ろしいが、ともかく半島に住む住民の避難方法を。陸路では無理。海上輸送しか手がない。

あとは住民の生活基盤をみんなで考えてあげること。将来、廃炉の跡地は観光スポットへの開発。たとえば「湾全体を釣り場」にする。海岸線に「遊歩道を設置」する。といった「未来図」を考えてみてはどうか。

（琵琶湖の水と環境を守る会会員

京都・伏見在住 長宗清司 80歳）

高浜、大飯原発を視察するツアーにたくさんの参加者にまずびっくり。「原発が心配や」、私の住む安曇川下流の集落の人らも思っています。事故が起きたら琵琶湖が汚れ、水も田圃も魚もダメになるのですから・・・。



半島の先から高浜原発を視察

どうしたら、危険をなくせるのか、福井原発訴訟に勝利して欲しいと思い参加しました。

姿のよい若狭富士を背景に、高浜原発の周りは入江から丸裸のよう、大津波が来たら危ない。こここの湾内では釣りもしている。原発の稼働時と止まっている間の海の温度は随分と違うとのこと。稼働時は熱帯の魚の種類に変わってしまうと聞けば、原発は地球温暖化をすすめている側面があるのではと疑問は膨らみます。

大飯原発は以前に船で見学したので今回はバスしましたが地震はいつ、どこで起こるか分からず、大津波もどこでも起こるという専門家の意見を聞けば再稼働などあり得ない。原発は廃炉の道しかないと思います。

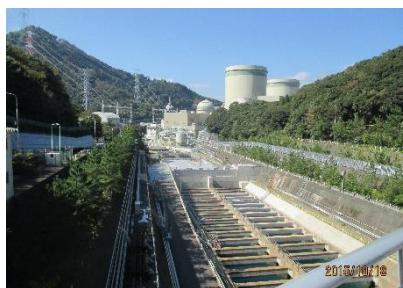
今年の夏も、原発が動いてなくても電力が足りているのに、福島の事故の反省もなく、再稼働へ突っ走ろうとする国と電力会社の人命軽視のやり方に腹立たしい思いを一層大きくしました。

（佐藤俊子）

高島から16名が参加しました。高浜原発では、取水口の真上から1~4号機を観察。取水口付近の山の斜面の脆弱性が見てとれました。半島の先端にあって道路は一本のみ、山を削った狭隘な敷地に格納容器、タービン建屋、使用済み核燃料建屋がびっしりと詰まっています。福島原発のような広い敷地は全くなく、汚染水が漏れたらいいどうするのか？？道路が寸断されたら？ と思いました。排水口側から見た3・4号機の風景では、海面からはわずか2.5mしかなく、津波はまったく想定せずに設計されたのではないかと感じました。リアス式海岸の一番奥で 津波は高くなると思われました。

午後は、京都大学の志岐名誉教授(地質学)のお話を聞きました。「活断層は 一本の線でなく、何本も裂け目がある」「地すべりか、活断層かは判断不可能」「越前海岸からの大規模な断層には注目しなければならない」等々、活断層の実態についてお話を聞きました。「原発は、少しでも危険性のあるところには絶対作ってはならない」と強調されていました。

その後、船に乗って海上から大飯原発を視察しました。この5月に私は船から見た時には少なかった巨大な消波ブロックの塊が 設置されていました。その奥には防潮堤建設のクレーンが。ここも、海面すれすれに原発を作っているので、このような殺風景な風景になってしまっているのです。関西電力の再稼働に向けた並々ならぬ執念を感じました。福島第一原発の立地とは違って、このような半島の先端に、しかも14基もの原発を集中させていることの怖さを感じました。原発がなければ素晴らしい美しさの風景、原発の放射能で汚染させてはなりません。 (中平清三)



一週間前、車窓の遠景だったが、青森県6箇所村（使用済み核燃料処理）と建設中の大間原発を見た。こちらも、大飯原発の地域と同様反対者がいない？と聞き驚いた。多い周辺には立派な建物が数々あり、何か他のところと違うように思えた。

地質学の先生のお話や支える会の人たちの話を聞き、なおさら自然や命より物質的豊かさを選ぶという考えに疑問を感じた。推進派の金力や権力によるあの手この手で推し進められることの怖さと施設そのものの危険性との2点を大変恐ろしく思った。秋晴れの好天気だったこともあり、空、島々、海などそれぞれの美しさが一つになり、どこを切っても絵はがきになりそうな自然美で癒されつつも、なおさらこの環境を壊すことは許されないと想いで帰途に向かった。いろいろ勉強させていただき参加して良かったと感謝しています。ありがとうございました。

(小野田峰子)



海から大飯原発を視察



上) 高浜入り口、取水口をわたる橋を 20 億円でもう一つ建設。左) 高浜 1,2 と 取水口防潮堤

# 「支える会」2015年総会

12月18日の第9回口頭弁論終了後、今年の「支える会」総会を行い、昨年11月25日に行った総会以降の活動のまとめと2016年の活動計画を確認しました。「支える会」の役員体制については今年と同様の体制とし、事務局体制を強化していくこととしました。また、井戸弁護団長から「原発訴訟の現状」と題して報告をしていただきました。

## 総会で確認した2016年活動計画

- ①物心ともに裁判を支える保証となる会員の拡大に継続的に取り組みます。会員拡大を図るため、入会金はいただけません。入会時の年会費は1月1日から12月31日までを基準とします。
- ②会費の確実な収納をお願いするとともに、寄付金を募るなど財政面での強化をはかります。
- ③裁判の傍聴を募るとともに、毎回の裁判終了後に報告集会を開催します。
- ④また、裁判の日時とは別に、適時、学習会、報告集会を行います。とくに、2016年の早い段階で第二次仮処分の決定をだすよう取り組みを強めているところであります。県下複数箇所での報告集会を開催する等裁判の内容を県民にひろく知らせること取り組みについて検討します。
- ⑤裁判の内容等を伝える支える会ニュースを発行します。なお、ニュースの配布については、省力化と、経費負担を節減するためにメールアドレスの登録を促進します。
- ⑥全国の運動との連帶をすすめるため脱原発原告団全国連絡会議への加入を検討します。脱原発弁護団全国連絡会議との連携を含めて全国の運動の状況を会員に伝えます。
- ⑦原発の危険性を実感するためにも今年実施した高浜、大飯原発視察に続いて、美浜、もんじゅの現地視察会を企画します。
- ⑧3.11を記念した2016びわこ集会（2016年3月13日）で原発裁判の展示を行い、ひろく裁判の内容を知らせ物心両面での協力を訴えます。
- ⑨脱原発の先には、自然エネルギーの利用拡大があります。すでに多くの実践が行われていますが、自然エネルギーの現状と課題についての学習を深める活動についても検討します。

## 支える会の役員体制は今年と同様以下のとおり確認

会長 福田章典

代表委員 井戸謙一、畠明郎、熊谷直道、辻義則、杉原秀典

幹事 瓜生昌弘、今村真理子、松本利寛、対月慈照、西村修

会則外の確認として

弁護団長 井戸謙一、原告団長 辻義則、支える会事務局長 瓜生昌弘

## 【支える会の状況】

会員 419 (344)

ニュース送付方法 メール 162 (90)

FAX 0(112)

郵送 227(115)

( )内は昨年の総会時点の数

## 【会財政状況】

昨年と比べて会費納入率は上がったが、当年度分は約50%であり、寄付金が会費を上回っている状況です。会員拡大と会費納入率を高めることが安定した会の活動の保証につながります。

# 原発裁判の現状について

～総会での井戸弁護団長の報告要旨～

## 全体としては廃炉の流れの全国の原発

全国の原発は、再稼働について規制委員会の許可がおりたものが 5 基、新設を含めて申請中が 19 基、申請ができていないものが 21 基、廃炉決定が 12 基という状況であり、全体としては廃炉の流れとなっている。

## 老朽化ランキング

関電の原発では、美浜 1、2 のように廃炉が決定しているものもあるが、高浜 1、2、美浜 3 の経過年数は全国のトップレベルだ。

## 現在の原発裁判

現在 15 カ所の原発に対して差し止め等の裁判が行われている。

## 滋賀の裁判対象原発の特徴、課題

### ① 美浜 3 号機

来年 12 月で満 40 年を迎えることになり、今年 11 月 26 日運転延長許可申請を行った。

設置変更許可と運転延長許可の両方が必要であり、来年 11 月 30 日までに許可が得られなければ廃炉となる。また、基準地震動 750 ガルを 993 ガルに見直したため耐震設計が停滞気味。

### ② 高浜 1、2 号機

運転延長許可のリミットは経過措置により来年 7 月末という状況下で審査が行われている。

### ③ 高浜 3、4 号機

再稼働に向けた諸手続は完了。高浜町長は同意済み、あとは福井県知事。福井地裁異議審の決定が 12 月 24 日に。

### ④ 大飯 1 から 4 号機

1,2 は適合性審査未申請。3,4 は審査中で、敷地内破碎帯の評価が当面の焦点。

## 全般的な進行状況

適合性審査進んでいない原発では訴訟も動いていない。適合性審査が出たまたはでそうな原発では裁判が動いており、その中で、

仮処分が大きな役割を果たしている。



## 今後の判決・決定予定

2015 年 12 月 25 福井地裁決定 (高浜 3、4 仮処分異議、大飯 3,4 仮処分)

2016 年 3 月 大津地裁高浜 3,4 仮処分決定

2016 年春 福岡高裁宮崎支部決定 (川内仮処分即時抗告審)

2016 年夏～秋 名古屋高裁金沢支部 (大飯差し止め判決控訴審)

## その他注目の動き

12 月 25 日もんじゅに対して東京地裁に提訴予定。12 月 11 日に規制委員会が川内 1, 2 の設置許可処分に対する異議申立棄却決定をしたので、滋賀で 3 月 20 日に行った異議申立についても却下決定が近々あるのではないか。行政訴訟はその決定から 6 ヶ月以内となる。その他、40 年の期限を迎える美浜 3、高浜 1、2 はリミットまでに審査が完了するか。

最後に井戸弁護団長は、市民運動が確実に原子力ムラを追いつめており、司法の力と市民の力で原発はゼロにできる、と結びました。

## 今後の裁判の日程

2016 年 3 月 4 日 14:30～

本訴第 10 回口頭弁論

2016 年 6 月 10 日(金)14:30～

本訴第 11 回口頭弁論

※終了後報告集会を行います